

## 4. 生徒心得

### 〔1〕校内生活

すべて集団生活においては、一人ひとりの言行が直接間接に全体におよぼす影響の大きいことを自覚して、つねに相手の気持ちを考えて行動し、自己反省に努める。

学習・生活両面において、つねに高校生としての自覚を持ち、自己管理ができるよう努める。

#### 1 学 習

- (1) 学校は学習をする場である。授業を最優先とし、学習に専念するよう心がける。
- (2) やむを得ず欠席、欠課、遅刻、早退をする場合は必ず学級担任に届け出る。
- (3) 始業後、やむを得ず校外に出る場合は、必ず学級担任に届け出て、許可を受ける。
- (4) 空き時間は、空き時間自習室で監督者の指示にしたがって静かに自習する。

#### 2 私物管理

- (1) 私物の管理に心がけ、私物は決められたロッカー以外のところには置かない。
- (2) ロッカーの使用にあたっては、カギは各人が管理し、責任をもって使用する。
- (3) 金銭・貴重品の管理・保管は確実にする。
- (4) 物品を紛失または拾得したときは、必ず学級担任に届け出る。

#### 3 集団行動

- (1) 集会の際は迅速、静粛に、節度ある集団行動をする。
- (2) 生徒による集会や掲示、印刷物の配布はすべて事前に関係教員の承認を得て行う。
- (3) 人との対話や交流を大切にし、相手の人格を尊重して互いに協力して健全明朗な関係を築きながら学校生活を送るよう心がける。

#### 4 環境保全

- (1) 健全で能率的な学習のために校舎内外の清掃を徹底し、つねに環境の整備に努める。
- (2) 校舎、校具については大切に使用し、万一破損した場合は必ず関係職員に届け出て、所定の手続きをとる。
- (3) 休業日に登校し、校舎、校具を使用する場合は許可を得る。

#### 5 スマートフォン

- (1) 授業中は、電源を切るまたはマナーモードにしてロッカーに入れておくこと。授業中の使用、持ち込みは没収とし、没収拒否は授業妨害とする。
- (2) 使用場所は、HR教室及びHR教室付近とする。放課後、クラブや生徒会等で使用する場合は活動場所で行うこと。※トイレや更衣室、保健室では使用しない。
- (3) 他人の迷惑となる機能は使用しないこと。
- (4) 学校での充電は行わないこと。
- (5) マナーを守ること。(無断撮影、SNSでの誹謗中傷、歩きスマホ、大音量での使用等)

## 〔2〕身だしなみ

学業の場にふさわしい清潔で品位のある良識的な身だしなみを心がける。

### 1 あいさつ・言葉遣い

- (1) あいさつの重要性を認識し、だれにでもすすんであいさつする習慣を身につける。
- (2) 場に応じた言葉遣いをする。

### 2 服 装

- (1) 学業の場にふさわしい服装をする。 ※座学時、体操着での出席は認めない。
- (2) 屋内では帽子やパーカーのフード等をかぶらない。  
登校時を含む、学校生活を送る際の服装として、次のものは認めない。
  - ① スウェット上下、他校の制服、中学校時の制服、体操着など。
  - ② 短いスカート、ショートパンツ、キャミソール、タンクトップなど、肌の露出の多いもの。  
※スカート丈は、膝頭にかぶる程度が望ましい。
  - ③ 腰履き（下着の見えるはき方）、破れているジーパンなど、だらしないもの。
  - ④ 学校生活に不必要な装飾品。（アクセサリ、ネイル、化粧、カラーコンタクト等）

### 3 履 物

- (1) 校舎内の内履きは、学校指定の運動靴を使用する。かかとを潰す履き方はしない。
- (2) 校舎外に出る場合は、必ず外履きに履き替える。
- (3) 通学靴は、活動しやすい靴を使用する。（サンダル、ハイヒールは禁止）

### 4 頭 髪

清潔で品位ある髪型をする。染色、脱色、パーマ等は禁止とする。

## 〔3〕定期考査

考査は自己の学習成果を測る重要な試験である。事前によく学習し、真摯な態度で受験する。

- (1) 定期考査の1週間前より許可があるまで、職員室および各準備室へは出入りしない。
- (2) 考査中、受験室では指定された席に座る。
- (3) 受験にあたっては、机の中を空にし、教科書類・バッグ等はロッカーに入れるか廊下に整頓して置く。
- (4) 受験室へは、鉛筆類、消しゴム、その他指示された考査に必要な用具のみを持ち込む。下敷きは使用しない。
- (5) スマートフォン等の通信機器は、電源を切ってロッカーに入れる。
- (6) 始業のチャイムと同時に受験できるように、着席して静かに待つ。
- (7) 不正行為は決してしない。考査中の私語や物品の貸借はしない。
- (8) 15分以上の遅刻者は入室できない。
- (9) 考査中の途中退席は原則として再度の入室ができない。退席者は職員室へ行き、指示を受けること。所定の手続きをとらないと受験を放棄したものとみなす。
- (10) 考査時間終了後、座席最後尾の生徒は答案用紙を集め、整頓して提出する。
- (11) 考査中は監督者の指示にしたがう。

## 〔4〕校外生活

校外においても本校生徒としての自覚と責任をもって行動し、本校生徒たる誇りを汚すことのないよう心がける。

規律正しい生活を送り、健康の維持増進に努める。

- (1) 本校生徒として品位を失墜したり、他人に迷惑をかけたりするような言動はしない。
- (2) 本学在学中に選挙権を取得するため、校内外での諸活動を通じ、主権者としての知見を深める。また、選挙違反となる行為について理解を深め、違反行為をすることがないように十分注意すること。
- (3) 20歳未満の者は決して飲酒（ノンアルコールビール・カクテル等も含む）、喫煙（有害物質を含有しない電子タバコも含む）をしない。20歳を越えた者が学校外で飲酒、喫煙するときは、本校生徒たる誇りを汚すことのないよう自重する。
- (4) 本校生徒として好ましくない場所への出入りはしない。（パチンコ店、アルコールの提供を主とする飲食店、等）
- (5) 旅行、登山、キャンプ、海水浴などは、事故の防止に最善の注意を払う。
- (6) 夜間の外出は慎む。
- (7) 帰宅時間は午後10時までとする。
- (8) 外泊は原則禁止とする。やむを得ず外泊をする必要が生じた場合は、必ず保護者の了解を得ること。

## 〔5〕交通安全

本校生徒は、人命を尊重し、法を守り、譲り合いの精神をもって、つねに交通安全に努める。

### 1 自 転 車

- (1) 自転車を利用する者は、自転車損害賠償責任保険等に加入すること。
- (2) 自転車を通学に使用する生徒は、学校に届け出る（原則2km～12kmとする）。最寄りの駅・停留所まで使用する場合も必ず届を出すこと。
- (3) 通学に自転車を使用する生徒は、登校後は所定の場所に整頓して駐輪する。出雲崎駅の駐輪場は使用しない。

### 2 原付バイク

- (1) 原付バイク（排気量50cc以下の二輪車）の免許取得の際は『運転免許取得願』を提出し、授業を欠席することのないようにすること。授業日に免許を取得した場合は指導対象となる。
- (2) 運転免許を取得した生徒は、速やかに『運転免許取得に際しての誓約書』を学校に提出する。
- (3) 原付バイクを通学に使用する生徒は、学校に『バイク通学願』を提出し、願い出て許可を受ける。
- (4) 自動二輪の免許取得は禁止する。

### 3 自 動 車

- (1) 普通自動車運転免許の取得は、卒業見込みのある生徒のみ可能となる。ただし、自動車学校の入校は、夏期休業日以降とする。（入校手続きは、7月1日以降とする。）

- (2) 普通自動車の免許取得の際は『運転免許取得願』を提出し、授業を欠席することのないよう、計画的に行うこと。授業日に免許を取得した場合は指導対象となる。
- (3) 運転免許を取得した生徒は、速やかに『運転免許取得に際しての誓約書』を学校に提出する。なお、普通自動車は卒業式まで運転してはならない。
- (4) 自動車による通学は原則禁止とする。

#### 4 その他

- (1) 通学にあたっては、公德を重んじて公衆に迷惑をおよぼすような言動を慎み、交通法規および鉄道・バス利用のマナーを守って事故防止に努める。  
※特に電車を利用する際、定期券や入場券なしでの改札内への入場や無賃乗車等の不正行為は、決してしないこと。
- (2) 冬期間（12月1日～3月31日）については、自転車・原付バイクの使用を禁止する。12月1日以前に降雪があった場合はその日からとする。
- (3) 交通事故を起こした場合または交通違反をした場合は、直ちに学校へ届け出る。
- (4) 本校へ入学・転入学・編入学・復学または再入学したときは、運転免許の所有状況について速やかに届け出る。

#### 〔6〕就 労（アルバイト）

学校は学業の場であるから、学校生活を最優先する。

学校の諸活動に支障がないように心がける。

- (1) 危険を伴う仕事（水泳監視員など）やアルコールの提供を主とする飲食店、高校生が出入りを禁止されている所、また本校生徒として好ましくない場所での就労（アルバイト）はしない。
- (2) 夜間の勤務、泊まり込みの勤務はしない。
- (3) 法令等に反する就労（アルバイト）はしない。
- (4) 本校へ入学・転入学・編入学・復学または再入学したときにすでに就労（アルバイト）している場合には、就労（アルバイト）先等を学校に届け出る。
- (5) 在学中に、就労（アルバイト）をするとき、または就労（アルバイト）先を変更するときは、保護者の承諾を得た後、学校に『就業・アルバイト届』を提出する。成年者の場合も同様に届け出る。